

# 「誇れる」地域の宝 番町編

## ～まちのいいところ～



多くの人でにぎわう城山公園

市の中心に位置し、松山城、城山公園を含む人口32,888人、1834世帯(2月1日現在)の番町地区。県庁や市役所、多くの企業オフィスが立ち並び、2つのデパートとその間を結ぶ商店街などが立地する中心商店街としても市民なじみの深い地域です。

城山の名前の由来である松山城は1603年、加藤嘉明により築かれた。城山の麓にある、萬翠荘は大正11年に旧松山藩主久松家別邸として建てられた純フランス風の洋館で、平成23年には国の重要文化財に指定されました。現在は県立美術館別館として利用されています。

城で、江戸期の番町地区には、15万石の城下町にふさわしく、武家屋敷が立ち並んでいました。明治に入り一番町は官庁街になり、二番町は文教地区になり、次第に今の大街道、銀天街に商業機能が集積していききました。

また萬翠荘の隣には、平成19年に坂の上の雲ミュージアムがオープン。建築家・安藤忠雄氏が設計し、三角形を基本とした地上4階、地下1階の鉄筋コンクリート造でガラス張りの壁面には松山城の森が広がります。館内には市内に点在する小説「坂の上の雲」ゆかりの地や、主人公の足跡が集約され、多くの観光客が訪れます。

整備工事により開放的な空間に生まれ変わった城山公園は、数多くのイベントが開催され、市民に親しまれています。城山の麓にある、萬翠荘は大正11年に旧松山藩主久松家別邸として建てられた純フランス風の洋館で、平成23年には国の重要文化財に指定されました。現在は県立美術館別館として利用されています。



坂の上の雲ミュージアム



伊佐爾波神社

お問い合わせは、坂の上の雲ミュージアム ☎915-2600・FAX915-3600へ

### 「道後の歴史探訪」参加者募集

【日時】3月17日(日)。集合11時、解散12時。ともに道後温泉駅伊予鉄道。雨天決行

【内容】学芸員らの解説を交え、「坂の上の雲」ゆかりの地や道後周辺の寺社を徒歩で巡る

【対象】市内在住の人(中学生以下は保護者同伴)

【定員】40人程度(抽選)

【料金】500円

お問い合わせは、坂の上の雲ミュージアム saka-museum@city.matsuyama.chime.jp



ホテル博士に産卵床の作り方を教わる子どもたち

浮穴小学校では、5年生が総合的な学習の時間にホテルの飼育に取り組んでいます。ホテルの成虫を採集して産卵させ、幼虫になるまで観察や世話をし、池周辺のビオトープに幼虫を放流しています。子どもたちは全ての体験が

### 松山っ子の声

ぼくは、ホテルの幼虫を初めて見ました。小さい幼虫が、川二子を食べるところも顕微鏡で見ました。自然の不思議さに驚き、来年の夏は、たくさんのホテルが浮穴小学校で飛んでほしいと思います。(5年男子)

度のホテルが確認されましたが、今年の夏には、5年生の活動の成果が出て、もっと多くのホテルが学校の池周辺で見られることを楽しみにしています。

地域の良さを受け継ぎ、つないでいこうとしている浮穴っ子たちの活動に今後も注目!

### 人と人がつながって、学校にホテルが舞う浮穴

古き良き物と川や泉などの自然がバランスよく存在し、歴史と伝統の中で人情味の厚い人々が暮らす浮穴校区。浮穴の先人によって守られてきた泉の一つに、松原泉があります。旧国道33号線、重信橋の東、およそ200坪の場所に昨夏もたくさんのおホテルが優しく神秘的な輝きを見

初めてのことはばかりで、飼育に悪戦苦闘の日々ですが「浮穴ホテルの会」の皆さんの指導の下、活動を進めています。卵から幼虫になったときや幼虫が川二子を食べ始めたときなどは、その神秘さや不思議さに心が奪われ、まさに感動の連続でした。

去年の夏は、学校で10匹程

### 地域で育つ松山っ子

#### 第29回 浮穴小学校

児童数 男307人・女276人・計583人 (平成25年2月1日現在)



飼育箱もそろって、ホテル採集の準備完了



地区の課題を話す参加者

### 2月8日開催・番町福祉センター・参加者57人

#### 地区の方の声

市の中で住みやすく、松山城、萬翠荘などの文化財が豊富です

- ・ 大街道、銀天街アーケード内の駐輪問題などに取り組んでほしい
- ・ 防犯灯の蛍光灯がよく消えるので、LED照明に変更できないか
- ・ 松山市をロケ地とした映画やドラマを誘致し、来訪者を増やしてほしい
- ※ 抜粋、要約してあります。詳細は市ホームページに掲載します

お問い合わせは、市民参画まちづくり課 ☎9486383・FAX9343157へ

お問い合せは、市民参画まちづくり課 ☎9486383・FAX9343157へ

### 3月1日(金)受け付け開始

#### 市民交通傷害保険にご加入を

市民交通傷害保険は、加入者が交通事故に遭ったときに治療期間に応じて保険金を支給する制度です。

【加入できる人】本市に住民登録がある人 ▼ 市内に通勤・通学している人

【保険期間】4月1日(中途加入者は加入手続きをした日の翌日)～平成26年3月31日

【保険料・加入人数】1人1口720円(1人2口まで) ▼ 中途加入者の保険料は加入日より異なります(4月30日以降、1カ月ごとに60円減額)

【保険金】下表のとおり

【受付場所】3月1日(金)から、市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、支所、市民相談

傷害の程度(1口につき)	金額
死亡・後遺障害保険金	100万円
6カ月以上	12万円
5カ月以上6カ月未満	9万円
4カ月以上5カ月未満	7万円
3カ月以上4カ月未満	5万円
2カ月以上3カ月未満	3万円
1カ月以上2カ月未満	2万円
1週間以上1カ月未満	1万円
1週間未満	5,000円

課(市役所本館1階)

【加入方法】平成24年度に加入している人 II 市から送付している加入申込書で申し込み

▼ 平成24年度に加入していない人または加入申込書を紛失した人 II 受付場所へ申し込み

■ 自転車の人身事故も対象

【対象になる事例】道路で自動車、バイク、自転車などの

車両による人身事故で受傷し、警察で人身扱いの交通事故になった場合(国内で発生した事故に限る)など

※ 詳細はお問い合わせください

■ 事故に遭ったらすぐ届け出を

【交通事故に遭った場合】自転車単独の人身事故や軽いけがでも、直ちに警察署に人身事故扱いの届け出をしてください。届け出がないと保険金が支給されません

お問い合わせは、保険の加入などに関すること II 市民相談課 ☎9486447・FAX9341768、保険金請求に関すること II 株損害保険ジャパン市民交通傷害保険 ☎9460062・FAX9320121へ

お問い合わせは、保険の加入などに関すること II 市民相談課 ☎9486447・FAX9341768、保険金請求に関すること II 株損害保険ジャパン市民交通傷害保険 ☎9460062・FAX9320121へ